

○復職時等における号給の調整について

(平成18年3月27日岡人委第211号通知)

(沿革)

平成20年 2月 1日第191号 平成24年 3月30日第235号
平成26年 3月14日第256号 平成26年 7月 4日第 76号
平成27年 2月16日第292号 平成28年 3月22日第291号
平成30年 3月23日第312号 平成30年12月25日第324号
令和 7年 3月21日第355号 改正

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和49年岡山県人事委員会規則第3号。以下「規則」という。）第38条及び第38条の2、職員の育児休業等に関する規則（平成4年岡山県人事委員会規則第6号）第7条、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年岡山県条例第51号）第10条又は職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年岡山県条例第56号）第10条の規定に基づく、復職時等における号給の調整について次のように定め、平成18年4月1日から適用することとしたので通知します。

なお、復職時等における給料月額調整等について（昭和49年岡人委第498号通知）は、この通知の適用日以降廃止します。

記

第1

1 用語の定義

第1において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 給与条例 岡山県職員給与条例（昭和26年岡山県条例第18号）をいう。

二 昇給日 規則第28条に規定する昇給日をいう。

三 休職等 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項若しくは職員の分限に関する条例（昭和46年岡山県条例第11号）第2条の規定による休職、同法第55条の2第1項ただし書に規定する許可をうけたこと、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年岡山県条例第10号）第2条第1項の規定による派遣、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年岡山県条例第9号）第2条第1項の規定による公益的法人等への派遣又は職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭

和26年岡山県条例第58号)第8条に規定する病気休暇若しくは第9条の2に規定する介護休暇をいう。

四 復職等 休職等をしていた職員が復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至ることをいう。

五 算定期間 給与条例第4条第5項の任命権者が定める期間(当該期間の中途において新たに職員となった者又は規則第18条第3項、第21条第3項(第22条において準用する場合を含む。)若しくは第37条の規定により号給を決定された者(以下「新たに職員となった者等」という。))にあつては、新たに職員となった日又は当該号給を決定された日(以下「採用等の日」という。)から当該採用等の日以後の最初の給与条例第4条第5項の任命権者が定める期間の末日までの期間)をいう。

六 基準号給 休職等の期間の初日において受けていた号給(同日が昇給日前3月以内にある場合にあつては、当該昇給日において受けていた号給)をいう。

七 基準日 休職等の期間の初日の属する算定期間の初日をいう。

八 調整期間 各算定期間における休職等の期間を規則別表第8に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間をいう。

九 合算期間 各算定期間における休職等の期間以外の期間と調整期間とを合算した期間をいう。

2 復職時等調整の要領について

一 復職等の日における復職時調整は、基準号給の号数に、基準日から復職等の日の直前の昇給日の直前の算定期間の末日(復職等の日が昇給日である場合にあつては、その直前の算定期間の末日)までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)を加えて得た数を号数とする号給(休職等の期間の初日から復職時調整を行う日の前日までの間において、規則第33条若しくは第34条の規定による昇給(当該初日が昇給日前3月以内にある場合にあつては、当該初日から当該昇給日までの期間における当該昇給を除く。)をしたときは、当該号給の号数に当該昇給の号給数に相当する数を加えて得た数を号数とする号給。以下この号において同じ。)を超えない範囲内で行うものとし、復職等の日後の最初の昇給日における復職時調整は、基準号給の号数に、基準日から復職等の日後の最初の昇給日の直前の算定期間の末日までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)を加えて得た数を号数とする号給を超

- えない範囲内で行うものとし、当該昇給日の次の昇給日における復職時調整は、基準号給の号数に、基準日から当該次の昇給日の直前の算定期間の末日までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号給を超えない範囲内で行うものとする。
- 二 調整数は、算定期間ごとに、標準号給数（給与条例第4条第6項に規定する人事委員会規則で定める基準において当該職員に係る標準となる号給数をいう。次号において同じ。）の号数に当該算定期間における合算期間（当該算定期間のすべてが休職等の期間である場合にあっては、調整期間）の月数を12月で除した数を乗じて得た数（当該数が当該算定期間後の最初の昇給日における昇給（規則第33条又は第34条に定めるところにより行うものを除く。）の号給数に相当する数に達しない場合にあっては、当該昇給の号給数に相当する数）とする。
- 三 休職等の期間以外の勤務しなかった日数（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について（昭和49年岡人委第490号通知）第31条関係第4項に掲げる事由により勤務しなかった日数を除く。）が合算期間の6分の1に相当する期間の日数以上となる算定期間又は規則第31条第1項第4号及び第5号に掲げる職員に該当した算定期間等に係る調整数の算定に当たっては、当該算定期間においてこれらの事実該当した場合における昇給の取扱いに準じ、標準号給数の号数に達しない範囲内の号数をその算定の基礎となる号数とするものとする。
- 四 第1号の規定にかかわらず、復職等の後再び休職等のため勤務しない職員及び勤務しないこととなる職員については復職時調整の時期を延期することができる。この場合において、復職時調整の時期を延期した当該休職等の期間については、その後の休職等の期間と合わせて復職時調整を行うことができるものとする。
- 五 新たに職員となった者等について、採用等の日から当該採用等の日以後の最初の算定期間の末日までの期間の一部又は全部を含む休職等の期間がある場合の復職時調整については、当該採用等の日における号給の決定に係る事情等を考慮した場合に、算定期間を基礎として復職時調整を行うことが部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、当該採用等の日の直前の算定期間の末日の翌日以後において当該事情等を考慮して各任命権者が定める日から当該採用等の日以後の最初の算定期間の末日までの期間をもって当該算定期間とみ

なす。

六 規則第38条第2項の規定により号給を調整する場合において、その派遣期間中に規則第31条第1項各号に掲げる職員に相当するものとされたことによる号給の調整については、第1第2項第2号中、「標準号給数（給与条例第4条第6項に規定する人事委員会規則で定める基準において当該職員に係る標準となる号給数をいう。次号において同じ。）」を「規則第31条第5項に定める号給数に相当する号給数」と、同項第3号中「標準号給数」を「給与条例第4条第6項に規定する人事委員会規則で定める基準において当該職員に係る標準となる号給数」と読み替えることとする。この場合において、規則第38条第2項の規定による人事委員会の承認があったものとして取り扱うものとする。

七 規則第38条の2の規定により号給を調整する場合において、その派遣期間中に規則第31条第1項各号に掲げる職員に相当するものとされたことによる号給の調整については、前号と同様とする。この場合において、規則第38条の2に規定する人事委員会の承認があったものとして取り扱うものとする。

3 昇格、降格、異動との関係について

一 休職等の期間中又は復職等の日から復職等の日後の最初の昇給日の次の昇給日までの期間中に規則第18条第1項に該当する昇格をした職員の昇格の日以後に行う復職時調整は、次に定めるところにより、基準日から昇格の日の直前の昇給日の直前の算定期間の末日までの期間に係る復職時調整及び当該算定期間の末日の翌日以後の期間に係る復職時調整を順次行ったものとした場合に得られるところによる。この場合において、（1）による調整の過程において前項第2号に規定する「乗じて得た数」の合計数に1未満の端数が生じたときは、これを（2）による調整の過程における同号に規定する「乗じて得た数」の合計数に合算することができる。

（1）昇格の日を復職等の日とみなし、かつ、休職等の期間の初日から昇格の日の前日までの間において昇給がなかったものとみなして、前項の規定に基づき、基準日から昇格の日の直前の昇給日の直前の算定期間の末日までの期間に係る復職時調整を行う。

（2）（1）により得られる号給を昇格の日の前日に受けていたものとみなして規則第18条第1項の規定を適用した場合に得られる昇格直後の号給を基礎とし、前項の規定に基づき、昇格の日の直前の昇給日の直前の算定期間の末日の翌日以後の期間に係る復職時調整を

行う。

二 休職等の期間中又は復職等の日から復職等の日後の最初の昇給日の次の昇給日までの期間中に規則第20条第1項に該当する降格をした職員の降格の日以後に行う復職時調整については、前号に準じて取り扱う。

三 休職等の期間中又は復職等の日以後復職時調整の日以前の期間中に規則第21条第1項又は第22条に規定する異動があった場合は、規則第21条第2項又は第22条の規定を適用して再計算した場合に休職等の期間の初日に受けることとなる号給を基礎として、基準日に相当する日以後の期間について復職時調整を行う。この場合において前各号に該当することとなるときは、それぞれそれらに準じて取り扱うものとする。

4 令和7年改正条例附則第2項及び第3項の規定により号給の切替え等が行われた職員に係る復職時調整の特例

一 岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例（令和7年岡山県条例第2号。以下この項において「令和7年改正条例」という。）附則第2項及び第3項の規定により号給の切替え等が行われた職員（以下この項において「切替等職員」という。）の休職等であってその期間の初日が令和7年4月1日（以下この項において「切替日」という。）前にあるもの（以下この項において「切替日前休職等」という。）に係る切替日以後の復職時調整は、次に定めるところにより、基準日から令和6年9月30日までの期間に係る復職時調整及び同年10月1日以後の期間に係る復職時調整を順次行ったものとした場合に得られるところによる。この場合において、調整の過程において第1の第2項第2号に規定する「乗じて得た数」の合計数に1未満の端数が生じたときは、これを当該調整の過程に引き続く調整の過程における同号に規定する「乗じて得た数」の合計数に合算することができる。

（1）切替日を復職等の日とみなし、かつ、切替日前休職等の期間の初日から切替日の前日までの間において昇給等がなかったものとみなして、第1の第2項の規定に基づき、基準日から令和6年9月30日までの期間に係る復職時調整を行う。

（2）（1）により得られる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして令和7年改正条例附則第2項及び第3項の規定を適用した場合に得られる号給を基礎とし、第1の第2項の規定に基づき、令和6年10月1日以後の期間に係る復職時調整を行う。

二 切替等職員のうち切替日前休職等の期間の初日から切替日の前日まで

の期間中に規則第18条第1項に該当する昇格をしたものに対する前号(1)の規定の適用については、同号(1)中「切替日を」とあるのは「昇格の日を復職等の日とみなし、かつ、切替日前休職等の期間の初日から昇格の日の前日までの間において昇給等がなかったものとみなして、第1の第2項の規定に基づき、基準日から昇格の日の直前の昇給日の直前の算定期間の末日までの期間に係る復職時調整を行った場合に得られる号給を昇格の日の前日に受けていたものとみなして規則第18条第1項の規定を適用した場合に得られる昇格直後の号給を基礎とし、切替日を」と、「切替日前休職等の期間の初日」とあるのは「昇格の日」と、「基準日から」とあるのは「昇格の日の直前の昇給日の直前の算定期間の末日の翌日から」とする。

三 切替等職員のうち切替日から復職等の日後の最初の昇給日の次の昇給日までの期間中に規則第18条第1項に該当する昇格をしたものに対する第1号(2)の規定の適用については、同号(2)中「第1の第2項の規定に基づき、令和6年10月1日以後」とあるのは、「昇格の日を復職等の日とみなし、かつ、切替日から昇格の日の前日までの間において昇給等がなかったものとみなして、第1の第2項の規定に基づき、令和6年10月1日から昇格の日の直前の昇給日の直前の算定期間の末日までの期間に係る復職時調整を行った場合に得られる号給を昇格の日の前日に受けていたものとみなして、規則第18条第1項の規定を適用した場合に得られる昇格直後の号給を基礎とし、第1の第2項の規定に基づき、昇格の日の直前の昇給日の直前の算定期間の末日の翌日以後」とする。

四 切替等職員のうち切替日前休職等の期間中又は復職等の日から復職等の日後の最初の昇給日の次の昇給日までの期間中に規則第20条第1項に該当する降格をした場合の切替日以後に行う復職時調整については、前2号に準じて取り扱う。

五 切替等職員のうち切替日前休職等の期間中又は復職等の日以後復職時調整の日以前の期間中に規則第21条第1項又は第22条に規定する異動があった場合は、規則第21条第2項又は第22条の規定を適用して再計算した場合に切替日前休職等の期間の初日に受けることとなる号給を基礎として、基準日に相当する日以後の期間について第1号に定めるところにより復職時調整を行う。この場合において前3号に該当することとなるときは、それぞれそれらに準じて取り扱うものとする。

六 教職員課所管職員（岡山県教育委員会の所管する職員のうち、教育政策課所管職員（岡山県教育委員会事務局、教育機関若しくは県立学校に

勤務する職員であって、行政職給料表、医療職給料表（二）若しくは医療職給料表（三）を適用しているもの又は市町村教育委員会等へ派遣しているもの）以外のものをいう。）に対する第1号及び第3号の規定の適用については次の表の左欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1第4項第1号	令和6年9月30日	令和6年3月31日
第1第4項第1号	同年10月1日	同年4月1日
第1第4項第1号（1）	令和6年9月30日	令和6年3月31日
第1第4項第1号（2）	令和6年10月1日	令和6年4月1日
第1第4項第3号	令和6年10月1日	令和6年10月1日

5 期間計算の方法

- 一 休職等の期間は暦に従って〇月〇日と計算し、それぞれに換算率を乗じて調整期間を〇月〇日と算出する。
- 二 換算により生じた2分の1月は15日、3分の1月は10日として取り扱い、各期間の1月未満の部分を合算するときは、30日をもって1月とし、1日未満は切り捨てるものとする。

(例) 休職期間 24. 4. 9 ~ 26. 1. 30

{	24. 4. 9~24. 9. 30..... 5月22日
	24. 10. 1~25. 9. 30.....12月
	25. 10. 1~26. 1. 30..... 4月

調整期間

{	24. 4. 9~24. 9. 30...5月22日×1/2=2.5月11日
	= 2月15日+11日
	= 2月26日
	24. 10. 1~25. 9. 30...12月×1/2=6月
	25. 10. 1~26. 1. 30... 4月×1/2=2月

- 三 勤務期間のうち1月未満の部分と調整期間のうち1月未満の部分とを合算するときは、30日をもって1月とする。

6 その他

- 一 1つの休職等に係る調整を終了した場合（調整期間が短いため調整の実益の生じなかった場合を含む。）に切り捨てられた端数の余剰の期間は、再度の休職等に係る調整の場合の調整期間には当然算入されない。

二 復職時等における号給の調整を行った場合には、次の様式（様式第1号）による計算書を作成して保管しなければならないものとする。ただし、当該休職等の期間に係る換算率が全て2分の2又は100分の100となる場合には、様式第2号による計算書を作成して保管することができるものとする。なお、様式については、復職時調整に支障のない範囲内で各欄の配列を変更し又は各欄以外の欄を設定する等の変更をすることができるものとする。

第2 職員の育児休業等に関する規則第7条、職員の自己啓発等休業に関する条例第10条又は職員の配偶者同行休業に関する条例第10条関係

1 育児休業をした職員等の復職時調整について

育児休業をした職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）をした職員又は同法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）をした職員が職務に復帰した場合の復職時調整の要領、期間計算等については、第1の例により取り扱うものとする。

2 育児休業と休職等の期間がある職員の取扱いについて

育児休業の終了により職務に復帰した職員、自己啓発等休業の終了により職務に復帰した職員、配偶者同行休業の終了により職務に復帰した職員又は第1の第1項第4号に規定する復職等をした職員のうち、育児休業の期間、自己啓発等休業の期間、配偶者同行休業の期間又は同項第3号に規定する休職等の期間が2以上ある職員については、それぞれの期間を合わせて復職時調整を行うことができるものとする。

第3 復職時調整に関する特例

復職時調整に関し、この通知により難しい場合は、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。